

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者
第2次新横田基地公害訴訟原告団
〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3
白鳥第2ビル302号
TEL/FAX. 042-552-4451
Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp
http://www.yokota-kougai.com

第9回口頭弁論が開かれました

平成27年4月22日、東京地方裁判所立川支部101号法廷にて、第9回目の裁判が開かれました。

前回の裁判から、新しい裁判長が着任していましたが、今回新たに、残り2人の裁判官も新しく交代したことが判明しました。通常は、裁判官が交代する場合には、これまでの裁判の経過を理解してもらうために、改めて原告としての意見の陳述を行います。今回は、裁判官が交代することも事前に知らされていなかったため、次回の裁判で改めて意見陳述を行い、新しい裁判官3人にも横田基地の騒音問題の実態を説明する予定です。

今回の裁判で一番大きなイベントは、航空機が上空を飛行する場面を撮影・編集した30分程度のDVDを法廷で上映したことです。輸送機C-130、戦闘機T-4、ヘリコプターの飛来による騒音のほか、C-130に関しては、何回も旋回を繰り返して騒音が持続する状況も上映されました。実際の航空機の騒音を直に聞くのとは全く異なるものとはいえ、スピーカー越しにも、航空機騒音の迫力を伝えることが出来

たと思います。

【裁判後の進行協議にて・・・】

裁判の手續の終了後は、今後の裁判の進行など事務的・詳細な事柄についての協議を行うために、別室にて進行協議手續が行われました。

こちらでは、主に現場検証及び本人尋問の計画についての協議を行いました。

現在、既に何人かの原告の方々には個別に尋問へのご協力をお願いしているところではありますが、具体的にどのようなスケジュールで尋問を行うのか、最終的に何人の尋問を行うのかについては、被告国の意見も踏まえながら、裁判所が承認として採用するか否かを決定するという手續を踏むことになります。

現場検証についても、現在具体的な候補地を挙げた上で正式な申請を行い、これについて裁判所との間で協議を進めています。

協議が進み次第、皆様にもご報告させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

【弁護士 仲村渠 桃】

裁判傍聴に
ご参加ください

7月8日(水) 第10回口頭弁論

地裁立川支部101号法廷 午後2時より

事前集会：午後1時20分～ (裁判所前の歩道)
報告集会：午後3時分～4時 (弁護士会館)

10月14 (水)
第11回口頭弁論

地裁立川支部101号法廷 午後2時より

◆ 5月12日「CV-22オスプレイの横田基地配備に配備に反対する声明」を第2次・第9次原告団連名で発表しました。

◆ 5月15日「横田基地へのCV-22オスプレイ配備に反対する声明」を第2次新横田原告団・弁護団の連名で発表しました。ふたつの声明は原告団のウェブサイト <http://www.yokota-kougai.com> でご覧いただけます

第8回口頭弁論 将来請求を求め陳述

去る平成27年3月18日の第8回裁判では、今回将来請求について原稿を執筆されている杉野公彦弁護士が将来の損害賠償を認めるべきであると口頭で陳述を行いました。以下、陳述内容の冒頭部分をご紹介します。

「将来の損害賠償請求を求める訴えについて、この裁判では、被告国は、将来の損害賠償請求を却下した過去の最高裁判所判決である大阪空港最高裁判決を取り上げ、原告らの将来の損害賠償請求を求める訴えが不適法であると主張しています。

しかし、昭和56年に出された大阪空港最高裁判決は、現在においては見直されるべきです。横田基地においては、国は長期にわたり違法状態を放置し、騒音被害に対する救済を求める最初の訴訟から既に40年近く経過した現在も違法状態が継続し続け、抜本的解決に向けた国の姿勢も全く見受けられません。とすれば、大阪空港最高裁判決の立論に拘るのではなく、将来請求は認められるべきでしょう。

原告らは既に3度の提訴の負担を強いられています。一方で、被告は裁判所による過去全ての違法判断を無視したうえ、本訴訟においても無益な訴訟活動により原告らの貴重な時間、費用を浪費させています。とすれば、むしろ端的に将来の請求を認容し、何か事情の変動が生ずれば、それを国側に立証させて、将来の請求を出来ないようにさせるといふ形にしても何ら不当とは言えません。



将来請求を求める陳述を行った杉野公彦弁護士

裁判所も、本訴訟における将来請求却下という結論が、違法状態放置という国の姿勢を半ば追認する形になること、周辺住民らに4度目の提訴を強いることは甚大な訴訟不経済となってしまうことを肝に銘じた上で、将来請求を認容する判断を下す時期が来ていることを理解していただきたい。

将来請求が認められることは、基地周辺の住民がこれまで被ってきた継続的な被害を認め、それを国が放置してきたこと、今後も国が裁判所の判断を軽視し、騒音の発生を放置する可能性が高いことを裁判所が認めることとなり、国のそのような姿勢を強く断罪するものにほかなりません。杉野弁護士の陳述は、これまで退けられてきた将来請求を認めるべき段階に来ていることを強く訴えるものでした。

【弁護士 仲村渠 桃】

シリーズ「将来請求」を考える

第1回目 将来請求の基礎知識

1 なぜ、将来の給付を求める訴えを提起する必要があるのか？

全国各基地の騒音公害訴訟において、どの訴訟団も飛行差止だけでなく、将来の損害賠償の請求を求める訴え、例えば、「飛行機が飛ばなくなるまで月〇万円支払え」という訴えを提起しております。

しかし、そもそもどうして将来の損害賠償の請求を求める訴えを求めねばならないのか、については現在の民事訴訟法の原則をご理解いただかねば、分かりづらいところがあります。

将来の給付を求める訴えをご理解いただくには、少し時間がかかります。そこで、今回は、

民事訴訟法における請求の原則を説明してから、将来の給付を求める訴えを認める必要性についてまでを説明したいと思います。

2 民事訴訟法の原則

さて、民事訴訟法において、損害賠償請求を求める訴えは、「給付の訴え」というものに分類されています。

この給付の訴えは、原則として「既に履行期の到来した」ものしか請求できません。履行期とは、「請求できる時期」と考えていただければよいと思いますが、騒音被害のようなずっと継続している不法行為の場合、時々刻々と被害が発生しておりますので、発生する都度請求できる時期が来る、履行期が到来する、と考えてください。

これに対し、まだ履行期が到来していない、

要するにまだ発生していない損害の給付を求める訴えが将来の給付の訴えなのです。

まだ発生していない損害なのですから、どのような侵害行為があって、どのような被害が発生するかは、現時点では推測は出来ても断定は出来ません。そのような未発生 of 損害賠償請求を認めることは裁判所も慎重です。

そこで、将来の給付の訴えを提起するには厳格な要件が必要になり、民事訴訟法は将来の給付の訴えについて135条で、「あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができる。」と規定して、あくまで例外的な請求であるとしているのです。

3 時効消滅という問題

繰り返しになりますが、不法行為に基づく損害賠償請求について言えば、既に発生したもののみが請求できるのであり、具体的には「訴訟を提起した日(本件では平成26年3月26日)までは、請求ができます。

ただ、既に発生したものであれば、すべて請求が出来るというわけではありません。民法には消滅時効という規定があります。これは、「権利があっても放置してしまうと、時間の経過によって権利が消滅してしまうもの」と考えてください。

不法行為の場合、「損害及び加害者を知った時から3年間」で請求権が時効消滅してしまいます(民法724条)。

先ほどの給付の訴えの話と、この時効の問題を併せて考えると、本件のような継続的に発生している不法行為について損害賠償請求を求めることができる期間というのは、「訴訟提起の日から遡って3年間」ということになります。

4 将来の給付を求める訴えを提起しないとどうなるか?

訴状をご覧頂くと、「請求の趣旨」という項目がありますが、その2項目が「金792,000円・・・を支払え」、3項目が「平成25年3月27日から・・・しなくなるまでの間、それぞれ毎月末日限り1か月あたり金22,000円・・・を支払え。」となっています。これまでの話からおわかりいただけますように、2項が、「訴訟提起の日から遡って3年間」という、既に発生した額も確定した損害の支払を求めるもので、3項が訴訟の翌日以降の将来の

給付を求めるものです。

侵害行為は続き、被害は日々発生していくだろうけど、既に発生したものしか請求できない、しかも請求できるのは遡って3年分のみ、これでは被害の回復などは到底不可能でしょう。そこで、我々を含む、全国各基地訴訟において、まだ発生していない、しかしこれからも発生していきだろう騒音によって被る損害の支払を、「あらかじめその請求をする必要がある場合」であると考え、将来の給付を求める訴えを提起しているのです。

5 将来の給付を求める訴え提起により認められてきたもの

将来の給付を求める訴えを提起する必要性についてはお話ししましたが、実は、将来の給付の訴えの全てが認められなかったわけではありません。

端的に言いますと、訴訟提起の翌日から「口頭弁論終結の日」までについては将来の給付の訴えは認められてきたのです。

これは、訴訟提起の翌日以降も、裁判所の審理が終結するまでは、日々刻々と将来に発生するだろう損害が過去に発生した損害に切り替わっていくため、裁判所としても侵害行為と被害の内容を把握できるからです。今日、訴訟提起をして明日判決が出るのであれば、審理期間中の将来の給付の訴えまで考える必要はないのかも知れませんが、ご承知のとおり、基地騒音公害訴訟は非常に長い時間がかかります。そこで、この審理に時間がかかるという観点からも将来の給付の訴えを提起しておく必要があるのです。裁判所はすでに過去になってしまった損害を認定しているだけなのですから、厳密には将来の給付を求める訴えとは異なるかもしれませんが、将来の給付を求める訴えを提訴時にしているからこそ認められているのです。

そこで、我々が求め続けているのは、審理終結の日以降、すなわち口頭弁論終結の日以降の将来についての損害賠償ということになるのです。

この、口頭弁論終結の日以降の将来の損害賠償請求がどのような理屈で裁判所から退けられてきたのか?

今回はこの点から説明したいと思います。

【弁護士 杉野 公彦】

全国公害被害者実行委員会 フクシマ現地調査

4年目になる東北の被災地を訪ねて②

3日間、長駆1200キロを走破！

2日目の朝、気仙沼の宿を出発して国道45号線を走り、南三陸町・女川町・石巻と走り福島県相馬市へと向かいました。2日目に見聞したことも書きたかったのですが、字数の関係で割愛させていただきます。

石巻から相馬までは高速道路が走っています。それを南下しつつ再び福島県へ…夕方相馬市に到着してこの日の宿へ…

原発『生業訴訟原告団』中島孝団長との、夕食を兼ねた交流会までに時間があつたので、たまたま同じ宿にいた被災地見学のグループ4人を愛車に乗せ、相馬市の津波被災地や仮設住宅を案内しました。その方達も交流会に参加して貰いました。津波の跡も仮設住宅も始めて見たそうです。中島団長の生業は魚屋さんです。お店はチョットしたスーパーにもなっていて、私も相馬在任中はよく立ち寄りました。また中島さんを通じて知り合った地元の皆さん達とも、映画『日本の青空』の上映会や、福島大学で開かれた『松川事件』60周年記念の集会、『原町九条の会』が主催した、蓮池透さんの講演会などを通じて楽しい時間を過ごしました。

3日目は浪江町役場で、放射線量が高いため立入禁止になっている区域への『特別通行許可証』を発給してもらい、『請戸漁港』や『希望の牧場』に行きました。請戸漁港は立入禁止区域のため、津波に破壊された建物などが未だにそのまま残っています。晴れていれば建屋カバーに覆われた福島原発を観ることができます。

希望の牧場では、ここに住み込んで、300頭以上の牛を世話している吉沢牧場長に説明を受けました。「何よりえさの確保が大変」とのこと、また「体に白い斑点が出る牛が出始めている。放射線の影響以外考えられない！」と話されていました。

帰路は国道6号線を南下して一路東京へ…6号線は20kmにわたり、駐停車禁止・車内換気禁止です。国道と交差する道路は、県道から農道に至るまで全てバリケードで封鎖されていて、6号線からそれることはできません。異様な光景でした。

【瑞穂支部・清水幸一】



津波で破壊された請戸漁港の建物。立ち入り禁止区域となっているために、撤去されずにそのまま残っている。



南三陸町 防災庁舎跡。今も訪れる人が絶えない



希望の牧場の牛たち。体に白い斑点が出ている牛がいる。「放射能の影響」と指摘する人もいる。

必ず！撤回させよう！ CV22オスプレイ横田配備

5月12日「声明」を持参して基地周辺自治体を訪問

5月12日(火)、私たち第2次新横田原告団と第9次原告団は、共同して5市1町及び八王子市・日野市を訪ね、「一昨年7月に報道された米太平洋空軍司令官のオスプレイ横田配備計画に反対する姿勢を、今後も堅持するようお願いいたします。」とした要請を行いました。

同じ日には政府担当者も5市1町を廻り、「オスプレイ配備に理解と協力を」とした内容の“通告”を行いました。15日(金)に政府は再び5市1町を訪れ、改めて配備の正当性についての説明を行いました。これに対して5市1町は「この説明をもって十分な説明がなされたものとは考えておりません。」とのコメントを発表しました。

原告団からの要請に対して、多くの自治体担当者から「これまでと同じ(配備反対の)姿勢を取るようになる」との回答が出されました。住民からも「オスプレイの騒音はC130と同じと聞いている。騒音被害がひどくなるのは明らかだ。配備は絶対止めて欲しい。」「“安全

だ！安全だ！」と言い立てているそばからハワイでの墜落事故だ。あんなことがこの辺の市街地で起きたら、あの『ドローン』どころの騒ぎじゃないぞッ！」などの声が原告団に寄せられています。

今後は他団体とも協力して、「配備撤回」を目指して運動を進めることとしました。皆で頑張りましょう。



74回目の横田座り込み行動、CV22オスプレイ配備反対で250人が声を上げた(5月17日、福生市フレンドシップパーク)

【 CV-22オスプレイの横田基地配備に反対する声明 】

去る5月9日、マスコミ各社の報道によって「CV-22オスプレイの横田基地配備が決定した」ことが報道されました。そして、その後、中谷防衛大臣の「(この件については)知らない」との発言がなされたことも報道されました。

CV-22配備が事実であるならば、私たちはこの決定に対し憤りをもって反対の意思を表します。また、2013年のカーライル太平洋空軍司令官発言後の政府の対応が嘘で塗り固められたものであったこと、周辺自治体や住民を無視した政府決定がなされたことに対し、厳重に抗議をいたします。

横田基地については、1976年に基地を離着陸する航空機の騒音等を原因とする被害からの救済を求めての訴訟が提起されて以来、数度の訴訟が繰り返し起こされてきました。そして、裁判所は、「被害があることを認め、違法性がある」との判断を10回以上にわたり下しています。そして、現在も被害が続く中で、私たち2つの原告団は裁判を継続しているところです。

ところで、この訴訟が続く中で、基地周辺を飛び交う航空機の飛行回数は2012年度まで減少傾向が続きましたが、2013年度に急増し、その後も増加傾向が止まりません。そして、2012年からパラシュートによる人員降下と物資の投下訓練が基地内で頻繁に行われるよ

うになりました。さらに、昨年7月からはMV-22オスプレイが毎月のように飛来し、厚木基地と共に、オスプレイ東日本飛来時の拠点となりつつあります。

このような経緯と現状の中で、CV-22を横田基地に配備することは、騒音被害と重大事故の危険を増加させることであり、基地周辺に暮らす私たちにとって決して認めることのできないことです。CV-22は危険な作戦に使用することを目的とした航空機であり、事故率が非常に高いと聞いています。普天間基地同様、横田基地周辺に広がる住宅密集地上空でのCV-22の飛行は危険そのものであり、騒音のみならず基地周辺住民の生命と生活の脅威となることは明白です。

私たちは、CV-22の配備は新たな部隊の日本への投入であって、「沖縄の負担軽減」という言葉とは全く関係のない、米軍の軍備増強の一環であり、時代に逆行したものであるとも判断しています。

私たちは、CV-22の横田基地配備に対し、基地周辺自治体をはじめ、周辺住民、諸団体と共に、配備反対の運動を拡げていく決意であることを、ここに宣言します。

2015年5月12日

第9次横田基地公害訴訟原告団 団長 福本道夫
第2次新横田基地公害訴訟原告団 団長 大野芳一

5月15日には原告団・弁護団の共同声明を発表しました。(第2次新横田のウェブサイトからご覧になれます。)

基地騒音被害解消とCV22オスプレイ 横田配備撤回をもとめて

6月3日は全国公害被害者総行動デー

「公害の根絶と平和を求めて」を合言葉に1976年以来、取り組まれてきた全国公害被害者総行動は、今年40回目を迎えます。イタイイタイ病、水俣病、大気汚染公害、薬害被害などで、多くの成果を勝ち取り公害行政に前進に少なからず貢献してきました。しかし今日公害は終わるところか原発事故被害、地球温暖化など新たな様相を持って私たちの前に立ち現れています。

6月3日、全国の公害被害者が一同に会し、公害問題についての政府の取り組みを質す、政府交渉を行います。

午前から環境大臣交渉、正午からの官庁街のパレード、午後からは各団体が関わるいっせい各省交渉が行われます。

わが原告団・弁護団は嘉手納、普天間、小松、厚木、岩国などの訴訟原告団、弁護団と共に、基地爆音被害を解消し、基地周辺住民の生活環境の早期改善をもとめて、外務省、防衛省および環境省と交渉を行います。特に、基地騒音を放置したままに、CV-22オスプレイの横田基地

への配備を決定したことに抗議し、撤回を求めることにしています。

交渉後の夕方6時から、日比谷公会堂で当日の行動に参加した訴訟団・弁護団、多くの支援団体、そして一般の参加者を交えて交流する総決起集会が開かれます。ここでは40年間の公害との闘いの歴史を振り返り未来へつなげるDVDが上映されます。



◆6月3日の行動スケジュール◆

- 11時～ 大臣交渉
- 12時～ 官庁街パレード
(日比谷公園 霞門出発)
- 14時～ いっせい各省交渉
- 18時～ 総決起集会 (日比谷公園)

なくせ公害、 守ろう地球環境

国民署名にご協力をお願いします。
同封の返信用封筒を使い、5月30日までに至急ご返送ください。

原告のみなさんへお知らせ 転居したら必ず事務所にご連絡をください

騒音被害地域の外へ引っ越される方、または世帯の中でお一人だけで独立されて引っ越される方などいましたら、まずは事務所へご連絡下さい。

コンター外へ転居しても、原告としての権利はあります。但し、損害賠償金の計算に影響が出る場合がありますから、住民票を提出していただきます。

原告団活動日誌

- 4/2 福島原発訴訟弁護団への現地検証方法の説明
- 4/4 原告団お花見会
- 4/6 八王子・日野支部 対市要請
- 4/6 オスプレイ問題連絡会
- 4/8 第40回全国公害被害者総行動デーへの三多摩地域団体オルグ行動
定例事務局会議
- 4/15 弁護団会議に出席
- 4/16 原告団ニュース編集会議
- 4/17 第26回原告団会議
- 4/22 第9回口頭弁論、第5回進行協議
- 4/22 昭島支部会議
- 4/23 八王子・日野支部事務局会議
- 4/25 八王子・日野支部世話人会
- 5/1 ヌーデー会場にて「なくせ公害・守ろう地球環境」国民署名集め
- 5/11 弁護団会議に出席
- 5/12 八王子・日野支部 第6回爆音カフェ
- 5/18 定例事務局会議
- 5/18 オスプレイ問題連絡会